【規程番号　神女大Ｖ－018】

精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第 33 条第 3 項に基づき、健康福祉学部社会福祉学科に、精神保健福祉士受験資格取得にかかる授業科目（以下「精神保健福祉士受験資格養成講座」という。）の履修細則を定める。

第２条　精神保健福祉士受験資格養成講座の定員及びクラス数は、20 名 1 クラスとする。

第３条　精神保健福祉士受験資格養成講座を履修できる者は、本学健康福祉学部社会福祉学科に入学し、当該講座の履修を許可された者に限る。

第４条　本学健康福祉学部社会福祉学科に在籍し、精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、別表第１ に定める本学授業科目を履修しなければならない。

第５条　別表第１に掲げる授業科目は、本学履修規程第７ 条の規定に基づき単位を認定する。ただし、「ソーシャルワーク実習Ⅲ」については、出席時間数が同表に定める時間数の５分の４に満たない場合は、当該科目の単位を認定しない。

第６条　別表第１ に定める本学授業科目「ソーシャルワーク実習Ⅲ」は、精神科病院等の医療機関（以下「病院等」という。）と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等（以下「施設等」という。）の機能の異なる 2 以上の実習施設等で実施する。

　この場合において、病院等における実習は必須とし、総時間数のうち 96 時間以上を行うものとする。

２　社会福祉士の「ソーシャルワーク実習Ｉ」の単位を修得している場合は、前項の「ソーシャルワーク実習Ⅲ」の総時間数のうち、施設等における実習を 30 時間を上限として免除する。

第７条　精神保健福祉士資格を取得するには、別表第 1 に掲げる授業科目を修得の上卒業し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「精神保健福祉士国家試験」に合格した上で、指定登録機関に登録しなければならない。

第８条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の入学生から適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

２　この細則の施行前に在学する学生については、第 4 条に定める別表第 1 においては、なお、従前の例による。

附　則

1　この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は、令和 8 年 1 月 15 日から施行する。

別表第１（第４条関係）　精神保健福祉士受験資格にかかる授業科目　　令和８年１月15日より施行

精神保健福祉士法第７条第１号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目		本学授業科目			
科　　目	時間数	授業科目名	時間数	単位数	
				必須	選択
医学概論	30	医学概論	30	2	
心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	30	2	
社会学と社会システム	30	社会学と社会システム	30	2	
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策Ⅰ	30	2	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	30	2	
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	30	2	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	30	2	
社会保障	60	社会保障Ⅰ	30	2	
		社会保障Ⅱ	30	2	
障害者福祉	30	障害者福祉	30	2	
権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	30	2	
刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	30	2	
社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	30	2	
精神医学と精神医療	60	精神医学と精神医療Ⅰ	30	2	
		精神医学と精神医療Ⅱ	30	2	
現代の精神保健の課題と支援	60	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	30	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	30	2	
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理Ⅰ	30	2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	30	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	30	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	30	2	
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	30	2	
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	30	2	
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	30	1	
ソーシャルワーク演習（専門）	90	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	30	2	
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	30	2	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅵ	30	2	
ソーシャルワーク実習	210	ソーシャルワーク実習Ⅲ	30	7	
合　計	1200	合　計	1230	74	